

令和6年度 県立二俣川看護福祉高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立二俣川看護福祉高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立二俣川看護福祉高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長、副校長、教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

(1) 県立高校共通項目

① 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

ア 目標

教育公務員としての自覚と使命を持ち、法令遵守及び服務規律の徹底を図る。

イ 行動計画

- i 神奈川県職員行動指針を再確認し、教育公務員としての自覚を高める。
- ii 令和6年9月末までに、公務員としての身分上の義務および服務上の義務について、職員啓発資料をもとに不祥事防止研修を実施する。不祥事の事例などを周知し、職員が当事者意識をもって取り組めるようコンプライアンス意識を醸成する。

② 職場のハラスメントの（パワハラ、セクハラ、マタハラ）の防止

ア 目標

職員一人ひとりが人権に配慮し、職場のハラスメント行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 令和7年2月末までに、職員啓発資料をもとに不祥事防止研修を実施し、職場のハラスメント防止に関する意識啓発に努める。
- ii 風通しの良い職場をめざし、相談しやすい環境を整える。

③ 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標とする。

イ 行動計画

- i 令和6年7月末までに、職員啓発資料をもとにスクールセクハラについての不祥事防止研修を実施する。
- ii 校内相談体制の充実を図る。
- iii 経験の浅い採用5年以内の職員や、臨時的任用職員、会計年度任用職員等も対象とし、全職員が課題解決のために当事者意識を持って行動できる計画となるよう留意する。

④ 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権を保障し、体罰、不適切な指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 令和6年9月末までに、職員啓発資料をもとに、不祥事防止研修を実施し、人権尊重について意識啓発を行い、体罰、不適切な指導の防止に対する理解を深める。
- ii 校内相談窓口について生徒へ周知し、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。

⑤ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

入学者選抜、成績処理、調査書、推薦書等の作成及び発行において、点検を適切に実

施しミス根絶する。

イ 行動計画

- i 校内点検マニュアル等、定められた手順・ルールに沿って確実な業務遂行に努める。
- ii 令和7年1月までに、入学者選抜についての不祥事防止研修を実施し、入選業務マニュアルに沿った厳正な採点点検業務にあたる。

(2) 本校設定項目

⑥ 個人情報等の管理（教務手帳の管理、メールアドレス等の取得・管理）、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報の取扱いには細心の注意を払い、流出や紛失を防止する。

イ 行動計画

- i 令和6年4月末までに職員啓発資料を利用し事故防止会議を開催し、情報セキュリティ対策基準に関する理解を深める。
- ii 校務の中で取り扱う個人情報は、個人情報ロッカーで管理することを徹底する。

⑦ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

交通法規の遵守や交通マナーの向上により、無事故・無違反をめざす。

イ 行動計画

- i 日頃から継続的に安全運転を職員に呼びかけ、事故防止の徹底を図る。
- ii 令和6年12月末までに、職員啓発資料をもとに事故防止会議を開催し、飲酒運転の根絶に関する理解を深める。

⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

文書やファイルの共有化を進め、業務の協力体制を確立する。

イ 行動計画

- i 令和7年3月までに、生徒の情報を全職員で共有する会議を開き、生徒指導上の共通理解を図る。
- ii 校内の業務マニュアルを整備し、業務の効率化、簡素化を図り引継ぎを徹底する。

⑨ 財務事務等の適正執行

ア 目標

会計事務処理を適切に厳正に行い、事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 「私費会計事務処理について」を全職員に配付し、私費の適正執行を徹底する。
- ii 令和6年11月末までに、職員啓発資料をもとに事故防止会議を開催し、備品の現物照合など適切な財産管理を徹底する。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、10月末を目途に企画会議を中心に実施状況を確認し、取組みが十分でなかった項目については、目標達成に向けて職員の意識を改める。また、必要に応じて計画の修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、年度末に実施状況を確認するとともに、その結果を基に、次年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、二俣川看護福祉高等学校ホームページに公表する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。